

令和4年2月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第	7号	第2期久喜市スポーツ推進計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第	8号	久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・	2
議案第	9号	久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・	6

議案第 7号

第2期久喜市スポーツ推進計画（案）について

第2期久喜市スポーツ推進計画（案）について、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

令和4年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第 8 号

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する告示について

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市内に設置される」を削る。

第9条を第10条とする。

第8条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、申請者の同意の上、市税の納付状況等を確認するものとする。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（補助対象）

第3条 補助金の交付の対象となる幼稚園は、次に掲げる要件を全て満たす幼稚園とする。

- （1） 市内に所在する私立幼稚園であること。
- （2） 市税を滞納していないこと。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 所在地
名 称
設置者

久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、市が市税の納付状況等を確認することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

※ 350,000円を限度とし、次の式により算出してください。ただし、1,000円未満は端数を切り捨てること。

施設整備費等×1/2

様式第2号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「第6条の」を「第7条の」に改める。

様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9号

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部を改正
する告示について

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内に設置される」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、申請者の同意の上、市税の納付状況等を確認するものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（補助対象）

第3条 補助金の交付の対象となる幼稚園は、次に掲げる要件を全て満たす幼稚園とする。

- （1） 市内に所在する私立幼稚園であること。
- （2） 市税を滞納していないこと。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

私立幼稚園児健康診断補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 所在地
名 称
設置者

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、市が市税の納付状況等を確認することに同意します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業に要する経費 | 金 | 円 |

様式第2号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第5条の」を「第6条の」に改める。

様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

